

雲の上のまます



大報

ゆすはら



ゆすっ子みやっ子INゆすはら2019
(2~3ページ内容掲載)

ゆすっ子みやっ子INゆすはら2019(P2)

成人式はふるさとで (P3)

油絵「春分峠 双子アカガシ」森下嘉晴氏より寄贈(P4)

第69回『社会を明るくする運動』(P8)

2019年10月1日 消費税・地方消費税の税率は10%へ(P14)

... etc...

2019
令和元年
No.734
8
月号
●世帯数／1,795 (6月末)
1,794 (7月末)
●人口／3,504 (6月末)
3,504 (7月末)
○出生… 2 ○死亡… 2
○転入等… 6 ○転出等… 6



ゆすっ子みやっ子 IN ゆすはら 2019



7月24日（水）から26日（金）までの3日間、兵庫県西宮市教育委員会青少年育成係長をはじめとするスタッフ5名・小学5年生13名（男子9名・女子4名）を樋原町に迎え、樋原学園の5・6年生21名（男子5名・女子16名）との交流を行いました。

「西宮・樋原児童交流事業」は両市町の友好交流協定の締結を記念し、平成4年から小学生が相互に訪問しあう事業として実施しています。



炭切り作業

7月23日（火）

西宮市の児童、みやっ子の皆さんは、前泊をするため、松山空港から宿舎・越知面遊友館へ。大きなバッグを持ってバスから降りる姿は、期待とドキドキでいっぱいの様子でした。

7月24日（水）

みやっ子とゆすっ子が合流する日です。出会い式では、お互いに元気にあいさつを交わし、交流が始まりました。出会い式の後、集合写真を撮影し、班ごとに集まつて自己紹介をしたり、ゲームをしたりして、交流を深めました。

その後はテント設営の予定でしたが、天候が不安定なため、テ

トは立てずに、アメゴの放流を体験しました。昼食の後は、越知面区の方々の協力のもと炭焼き作業体験を行いました。炭窯の中で作業したり、炭を切つたりしました。次は待ちに待った、BBQです。自分たちが切った炭を使って、炭をおこしました。皆お腹いっぱい食べていました。

この日のお風呂は、雲の上の温泉でした。バスで宿舎に戻りグランンドで星空観察をしました。それがあまり見ることのできな星に感動したり、流れ星を見つけ願い事をしたりしていました。

部屋に戻り、心地よい気分で就寝し、1日目が終了しました。

7月25日（木）

皆ぐつすり眠れた様子で、今日の活動が待ちきれないのか、予定時間よりも早めの起床でした。朝食をとった後は、ゲーム大会をして、カレーの材料調達を行いました。宿舎付近の農家に各班が訪問し、じゃがいもや玉ねぎ、ナスを買つっていました。

その後は、宿泊施設内で宝探しを行いました。早く見つけられた班やなかなか見つけられない班がありましたがお互に協力し合つ

て探していました。昼食をとり、室内ゲームで汗をかいた後に、バスに乗り雲の上のプールに行きました。みんな楽しそうに泳いでいました。

宿舎に戻り、各班が農家で買ってきた野菜を使ってカレー作りにとりかかりました。

玉ねぎを切つていて、「目にしみる」という子が続出して苦戦していました。

野菜の準備ができると、火を起こして、野菜や肉を炒めていました。

班によつて味が違つていて個性豊かなカレーでしたが、どれもおいしく作っていました。



自分たちで作ったカレー

夕食の後は、楽しみにしていたキャンプファイヤーです。赤々と燃える炎を見つめながら歌つたり、体を動かしたりと楽しい時間はあつという間に過ぎて行きました。

部屋に戻り、疲れもあったのか
ぐっすりと寝ていました。

7月26日（金）

あつという間に最終日です。

朝食後は、三嶋五社神社に移動し、梼原高校ディスカバークラブの方に、神楽を披露いただいたり実際に楽器の体験をしたり、ゆすっ子がみやっ子に教えたりして楽しんでいました。

昼食は、本格的な竹の流しそうめんや果物など、上手くすくつていきました。皆お箸がとまらず、盛り上がっていました。

その後はどうとうお別れ式です。矢野教育長の挨拶の後、西宮市の町田係長からお礼の挨拶をいたしました。ゆすっ子代表武正秦く

ん・みやっ子代表工藤綾眞くん、それぞれの代表が楽しかった思い出を交えた挨拶を交わしました。その後はお互いのお土産交換をしました。みやっ子からのお土産は西宮の海を走っているヨットの帆で作られたペンケースです。ゆすっ子からは梼原の和紙職人が作る手漉き和紙と龍馬の絵が描かれたストラップのセットです。

お別れ式の後、みやっ子たちは大きな荷物に思い出を一杯詰め込んでバスに乗り込みました。

目に涙を浮かべながら、お世話になつた地域の方やゆすっ子たちと一緒に再会を約束し、みやっ子たちは帰路に就きました。

ゆすっ子にとつても西宮市の児童との交流を通して、梼原の良さを再認識したり、友達の大切さを知ることができた

と思います。

今回、協力いた
だきました地域の
皆様、大変お世話
になりました。
今後も両市町の
交流の輪がますま
す広がることを
願っています。



神楽体験



流しそうめん

令和元年度の成人式を、令和2年1月3日（金）に行います。成人になられる皆さんご活躍を期待し、心からお祝いを申し上げます。梼原町内の小中学校を卒業された方で該当される方へ、後日案内状を送付いたします。

また、町内小中学校の卒業者でない方も参加できます（本町出身で、町外に在住している方や、梼原高校に在籍されていた方など）。一人でも多くの方がふるさとで成人式を迎えられますよう取り組んでおりますので、出席を希望される

新成人の方は、生涯学習課までお知らせください。

なお、該当される方は、平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方です。

成人式はふるさとで



【問合せ先】

梼原町教育委員会

生涯学習課 生涯学習係
☎ 65-1350

ゆすっ子にとつても西宮市の児童との交流を通して、梼原の良さを再認識したり、友達の大切さを知ることができた

と思います。

今回、協力いた

だきました地域の

皆様、大変お世話

になりました。

今後も両市町の

交流の輪がますま

す広がることを

願っています。





油絵「春分峠 双子アカガシ」 森下嘉晴氏より寄贈



6月25日（火）、森下嘉晴氏（現・安芸森林管理署所属）より梼原町へ、一〇〇号（1620mm×1300mm）の油絵大作「春分峠 双子アカガシ」（写真）を寄贈いただき、吉田町長より感謝状を贈呈しました。

森下氏は、平成22年3月までの7年間、四万十森林管理署梼原森林事務所にて森林官として勤務され、松原地域での久保谷セラピーロードはじめとした地域の魅力発信をとおして、松原の方々と共に地域づくりにご尽いただきました。

このたび寄贈いた

森下氏は、油絵では多くの受賞を重ね、平成25

年には高知県美術展覧会（県展）にて特選を受賞されました。また四国山々を歩き、多くの絵地図を制作され「高知の山歩き手ぬぐい」（高知県森と緑の会）の原画や、「山からの伝言」（著・笠岡高志氏）の挿絵も担当されています。

「この絵のモデルのアカガシは、春分峠にある樹齢数百年の原生林の豊かな森『久保谷山風景林』の中で、遠い昔から生き続け存在感を投げかけてそびえ立つアカガシの巨木です。縁あってこの地に赴任し、梼原の豊かな山々と出会い、幸せな時間を過ごすことができました。苔を分厚くまとめて数百年生き続けている木々には、木の精や山の神々の気配すら感じることもあります。中でも双子アカガシの姿はひときわ優しさと畏れと愛おしさを感じさせてくれる仲間です。」

（森下氏）



描:森下氏「せせらぎ回廊久保谷セラピーロード」

生涯学習課

年には高知県美術展覧会（県展）にて特選を受賞されました。また四国山々を歩き、多くの絵地図を制作され「高知の山歩き手ぬぐい」（高知県森と緑の会）の原画や、「山からの伝言」（著・笠岡高志氏）の挿絵も担当されています。



アイバン先生(職員室にて)

梼原学園でALT(外国語指導助手)として2年間活躍してくれたアイバン先生が、この7月末をもって、ALTの仕事を終え、梼原町を離れる事になりました。これまで、中学生の英語を中心に子どもたちに関わってもらいました。その関わりは、子どもたちの英語力の向上に大きな影響を与えてくれました。いつも、柔軟なまなざしで子どもたちに英語の発音を教えてくれました。

ありがとう！アイバン先生！

梼原学園だより VOL.86

れたアイバン先生。2年間本当にありがとうございました。あなたに教えてもらつたことは、決して忘れません。新天地での活躍を心よりお祈りいたします。

梼原中学校招待交流大会 —剣道・バスケ—

7月6日(土)、大越体育館にて梼原招待大会(剣道)が開催されました。県内外から16校の中学校に参加していただき本当に嬉しく思いました。また、初めての夏開催にあたり分からぬことだらけでしたが、保護者の皆様やOBの高校生に支えられ無事に終えることができました。本当にありがとうございました。

試合内容としては、男女団体共に3位という悔しい結果に終わりましたが、この「負け」に向いき合い、団体に向けて頑張っていきます。応援よろしくお願ひします。

7月6日(土)～7日(日)、梼原招待(バスケットボール大会)が、梼原中学校で開催されました。男子・女子ともに準優勝でしたが、確実に力を付けてきました。次の大会が大変楽しみ



準優勝の男子バスケットボール部



剣道部



力泳を見せた5・6年生

7月5日(金)、小学校5、6年生の水泳記録会を雲の上のプールで行いました。これまでの水泳の授業の成果を見せる場です。プールに入つて来た子どもたちは、みんな緊張感でいっぱいでした。

でも、スタートのピストルが鳴ると、ひたすらゴールを目指して必死になつて泳いでいました。決してあきらめない気力と最後まで泳ぎ切るその姿に、見ているこちらもたくさんの感動をもらいました。

水泳記録会(5・6年)

になつてきました。

一部の記事はホームページでも見ることができます。
<http://www.yusuharagakuen.jp/>



梼原こども園だより



1年生と交流

7月3日（水）、梼原学園1年生との交流がありました。1年生が来ることを楽しみながら、「いちねんせいにしながら、「おかえりなさい」と絵の具で書き、みんなで輪つなぎを作つてホールの飾り付けをして待つていました。1年生が自己紹介をしたり、「おむすびころりん」の暗唱をしてくれば、どう組さんは「すごいね！」と聞きました。

プール遊びをしているよ

7月4日（木）、プール開きをしプール遊びを始めました。プールを始めてから雨の日もありできない日もあります

その後は、一緒に踊りをしたり、りじゃんけん列車をしたり、そう組さんが摘んだお茶を飲み楽しい交流になりました。そう組さんも、1年生へのあこがれの気持ちや期待がもてることがあります。



カレーパーティー

7月5日（金）、いきいき農園の方を招いてカレーパーティを開きました。エプロン、

したが、晴れた日には元気にプールに入り、水の心地良さを感じています。幼児組は園庭のプールに潜ったり、わに泳ぎやカニ歩きをして遊んでいます。乳児組は、ビニールプールに体をつけたり、カツブに水を汲んだり、パシャパシャ散らして水の感触を楽しんでいます。年齢に合わせて水の量を変えて、安全に楽しく遊べるようにしています。



三角巾を身に付け、ピーラーを使ってじやがいもの皮はぎをしたり、人参・玉ねぎ・じやがいもを包丁で切つたりしました。みんなが協力して作ったカレーを農園の方々とおしゃべりしながら楽しく食べることができました。

一部の記事はホームページでも見ることができます。
(<http://www.yusuharakodomo.jp/>)



野菜づくり講習



農業の本



ミュージックライブラリー

7月20日（土）に「野菜づくりのコツと裏ワザ教えます！」と題して、野菜づくり講習会を開催しました。

講師に雑誌「現代農業」を刊行している農山漁村文化協会をお招きし、家庭菜園での野菜づくりのコツや裏ワザを映像を交えて講習しました。

また併せて、身近な材料で作れる万能液体「えひめAI（あい）」を作るワークショップも開催しました。

「えひめAI」は砂糖やヨーグルトなど身近な食材を使って作る淨化剤・活性剤で、様々な用途に使うことができます。

映像を交えた説明は分かりやすく、野菜づくりに生かしたいとの声が参加者から聞かれました。

7月21日（日）には、ゆすはらミュージックライブラリーを開催しました。今回のゲストはサードアイ・オブ・サウンドの皆さんでした。

インドのパーカッション「タブラ」とジャズサックスによる即興音楽が披露され、自由に展開する音楽に図書館全体が包まれるようでした。

（上映作品については、毎月発行しております図書館カレンダーをご覧ください。）



以前から名前は知っていたという方もいて、自分で作った「えひめAI」を使う楽しみができたようでした。

図書館には農業に関する本もたくさんありますので、ぜひ参考にしてみてください。

図書館でできること その6 映画上映会「みんなでシネマ」

毎月、図書館内の多目的室を使って

映画上映会を行つており、ア

ニメやフィクション、ノンフィクションなど、さまざまジャンルの映画を上映しています。

無料で、どなたでも観ることができますので、ぜひ一度お越しください。

雲の上の図書館 利 用 案 内

開館時間：9時～20時（8月中は10時～21時）

休館日：毎週火曜・最終週の金曜

貸し出し：図書10冊・DVD／CD5枚

9/1(日)より試験的に開館時間を変更します。

*貸し出しの延長が、1回できます！（本のみ）

*電話での延長可能。

*予約がある場合のみ不可。

第69回『社会を明るくする運動』



内閣総理大臣のメッセージ伝達式

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止し、立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、強調月間日の7月1日に啓発運動の一環として、町内一斉パレードを実施しました。

出発前に、内閣総理大臣からの運動推進メッセージを吉田町長へ伝達し、梼原駐在所のご協力をいただき町内全域で啓発活動を行いました。内閣総理大臣から吉田町長へ伝達し、梼原駐在所のご協力をいただき町内全域で啓発活動を行いました。

罪を償い刑を終えて出所した人や、その家族に対する、偏見や差別は根強いものがあります。社会復帰を目指す人の中には、地域社会の偏見から、自分の居場所や仕事がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立するなど、厳しい現実に直面することも少なくありません。

罪を償った人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族はもとより、職場、地域社会などの周囲の人々の温かい理解と協力が必要です。

梼原町人権擁護委員

刑を終えて出所した人の人権

また、パレード後に梼原学園を訪問し、次代を担う小中学生の皆さんに、この運動に対する理解を深めてもらうことを目的に「社会を明るくする運動」作文コンテストへの参加をお願いしました。

梼原町保護司会

寒暖差の少ない住まい改修事業補助金について

寒暖差の少ない住宅環境で生活することにより、脳血管疾患等の疾病的予防につなげ、高齢になつても安心して住まうことができる住宅整備の補助事業を新たに創設しました。

詳しい内容については、保健福祉支援センター健康増進係（☎ 651-1170）まで問い合わせください。



1	対象住宅	町内に住所を有している40歳以上の方が、居住している住宅
2	補助経費	対象工事は、屋外に設置している浴室及びトイレを居住部に設置、もしくは、居住部の浴室及びトイレの改修に必要な経費及び町長が必要と認めた経費。
3	対象となる改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置している浴室及びトイレを居住部に設置 ・汲み取り式トイレの水洗化 ・浴室のユニット化
4	補助基準額及び補助率	<p>浴室及びトイレをそれぞれ事業費20万円以上で改修した場合は補助金100万円を限度として事業費の2分の1の補助金を交付する。浴室及びトイレのどちらかの場合は、事業費20万円以上で補助金50万円を限度として事業費の2分の1の補助金を交付する。</p> <p>(1住居1回のみ利用の制限あり)</p>

※浄化槽の設置及び下水道への接続等の条件があります。

※合併処理浄化槽補助金、木造住宅耐震化補助金、新エネルギー施設導入補助金との併用は可能。





9月10日～16日は自殺予防週間

自殺対策を行っていくためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を知つてもらうことが必要です。このため9月10日の世界自殺予防デーにあわせて、日本では、9月10～16日までを「自殺予防週間」と位置づけ、自殺予防の活動を行っています。梼原町でも広報への掲載やのぼり・横断幕をかけるなどの活動を行っています。

日本の自殺対策

平成10年から平成23年まで、自殺者数が全国で年間3万人を超える状態が続いていました。そのため、平成18年に自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」とされた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。しかし、現在でもロシア、フランス、アメリカ、ドイツなどの主要国の中では自殺死亡率が2番目に高く、年間自殺者数は毎年2万人を超える状態が続いています。そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するためには、平成28年に自殺対策基本法が改正され、「自殺対策計画」策定を定めることが明記されました。

高知県の自殺対策

高知県では平成21年4月から「高知県自殺対策行動計画」を策定しています。高知県では平成22年に年間自殺者は数は200人を下回りましたが、依然として毎年100人以上の方が亡く

なされている現状があり、平成34年までに自殺死亡者を100人未満にすることを目標にし相談・支援体制の充実や心の健康づくりなど様々な自殺対策に取り組んでいます。身近な誰かが悩んでいることに気づき、その気持ちに寄り添うことが大切です。また、自分自身も悩んだ時には、周囲に助けを求めてください。そうした助け合える関係ができれば自殺にならない、笑顔で暮らせる社会づくりに繋がります。

梼原町の自殺対策

梼原町を統計的にみると、60歳以上の男性が多い状況となっています。自殺は、様々な要因が複雑に関連したことで生じており、誰にも相談できず、一人で抱え込み、心理的に追いつめられた結果、「死ぬしかない」と思い込み自殺行動を起こしてしまったことがあります。そのため、周囲が気づけること、相談しやすい環境や地域づくりができるれば、自殺を防ぐことができます。

普段の会話や関わりの中で身近な人の変化に気づくことが大切です。いつもと違うなと思ったら、自殺のサインに気づいたときには、「どうしみてください」「あなたのことを心配している」ということを伝えることが大切です。

私たちにできること

自殺を考えている人は、「死にたい」と気持ちと「本当は死にたくない」と

! 自殺のサイン

- ①原因不明のからだの不調が長引く
- ②気分が沈む、自分を責める、決断できない、不眠が続く
- ③お酒の量が増える
- ④興味をもっていたものへの関心を失う
- ⑤食欲がない
- ⑥自殺をほのめかす
- ⑦自殺未遂の経験がある

相手に伝えることが大切です。
 ③つながらる
 悩んでいる本人も、相談を受けた側も一人で問題を抱え込むのはよくありません。周囲の人には悩みを打ち明けたり、相談機関や専門機関に相談するなど、様々なところと繋がることが大切です。大切な命を守るために、身近な誰かが悩んでいることに気づき、その気持ちに寄り添うことが大切です。また、自分自身も悩んだ時には、周囲に助けを求めてください。そうした助け合える関係ができれば自殺にならない、笑顔で暮らせる社会づくりに繋がります。

相談窓口	相談内容	電話番号	時間
高知県精神保健福祉センター	心の健康相談	088-821-4966	月曜～金曜 8：30～12：00 13：00～17：15
	心のテレ相談	088-823-0600	月曜～金曜 13：00～15：00
高知いのちの電話	こころの悩み相談	088-824-6300	9：00～21：00 (年末年始は10時から18時まで)
		0120-783-556	毎月10日 8：00～翌8：00
高知県立消費生活センター	消費生活相談全般	088-824-0999	日曜～金曜 9：00～16：45
働く人の悩みホットライン	働く上での様々な悩み	03-5772-2183	月曜～土曜 15：00～20：00
梼原町保健福祉支援センター	相談先の紹介	65-1170	月曜～金曜 8：30～17：15



工事の前に、土地を売買する前に… 埋蔵文化財包蔵地にかかるいませんか？



埋蔵文化財とは
 地中に埋まっている人間の活動の痕跡や使われた道具（土器や石器）、それらを残す土地（遺跡）のことを埋蔵文化財といいます。

埋蔵文化財包蔵地（主に遺跡のこと）の範囲
 行う際には、土木工事や不動産取引を行なうとき、工事着手60日前までに、県教育委員会へ届出等を行うことなどが義務付けられています（文化財保護法）。また、不動産取引の際は、購入物件に関わる重要な事項として購入ます（文化財保護法）。

内で土木工事などを行うときは、工事着手60日前までに、県教育委員会へ届出等を行うことなどが義務付けられています（文化財保護法）。また、不動産取引の際は、購入物件に関わる重要な事項として購入します（文化財保護法）。

要があります。

該当するか不明な場合は、生涯学習課まで事前にご相談ください。お問い合わせください。包蔵地の範囲は、必ず更新されますので、必ずお問い合わせください。

埋蔵文化財包蔵地に該当するか不明な場合は、生涯学習課まで事前にご相談ください。お問い合わせください。包蔵地の範囲は、必ず更新されますので、必ずお問い合わせください。



【問合せ先】

橋原町教育委員会事務局
生涯学習課 生涯学習係
電話 65-1350

文化財保護法に基づく次の手続きが必要となります。
 土木工事等による発掘の届出を提出

県教育委員会からの指示・勧告に基づき、次のとおり対応すること

- ① 発掘調査（工事等の事前に発掘し、詳細な記録を作成すること）
- ② 工事立会（工事の施行に際し、専門職員等が立ち会うこと）
- ③ 慎重工事（慎重に施工すること）
- ④ その他（現状保存等）

包蔵地に該当する場合には

遺跡名	所在地	
	区	集落
さらがもり皿ヶ森城跡	四万川区・西区	文丸・松谷
わらがもり鷺ヶ森城跡	越知面区	上本村・下本村
へきろさん壁路山城跡	四万川区	茶や谷・中の川
しま嶋ガウネ古城跡	四万川区	茶や谷
からいわ唐岩番所跡	越知面区	永野
ひめくさ姫草番所跡	四万川区	上組
なかのぐち永野口番所跡	越知面区	永野
たのの田野々遺跡	越知面区	田野々
つのかつおき津野勝興墓所及び居所跡	西区	上西の川
とおみがしろ遠見ヶ城跡	越知面区	田野々
ゆずはら岡之城跡	東区	飯母・東町
おかのじょう岡之城跡	東区	東町

遺跡名	所在地	
	区	集落
わだじょう和田城跡	東区	川西路
にしかわ西の川砦跡	西区	下西の川
うすしろ古城跡	初瀬区・松原区	佐渡・大向
みやの宮野々番所跡	西区	宮野々
ひろの広野遺跡	西区	広野
すみよし住吉遺跡	東区	川西路
はつせかげのじ初瀬影野地遺跡	初瀬区	影野地
つのはるたか津野春高の墓	松原区	大向
かいそうじ海藏寺跡	松原区	中平
なかひら中平遺跡	松原区	中平
まづはら松原遺跡	松原区	島中

【橋原町内の遺跡一覧】

違反広告物の一斉除却に関するお知らせ



9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。この間、屋外広告物のルールを知っていただくための普及・啓発活動を行うとともに、9月10日には、電柱や信号機、道路標識、ガードレールなどに貼られた「はり紙」「はり札」や「立て看板」など条例に違反している屋外広告物の県内一斉除却・指導の作業を行います。

美しいまち並みのためには、みなさまのご理解とご協力が必要です。よろしくお願いします。

【屋外広告の広告主及び広告業者のみなさまへ】

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所（注意：高知市内は高知市役所）までお問い合わせください。また、県内で屋外広告業を営む方は、登録が必要です。

須崎土木事務所 維持管理課 ☎ 0889-42-1859

県庁都市計画課 HP（屋外）
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/okugai.html>



ご存じですか？ 被災建築物応急危険度判定



地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起しかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見えやすい場所に貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)

(黄)

(緑)

この建物に立ち入ることは
危険です



この建物に立ち入る場合は
十分に注意してください



この建物は使用可能で
す



なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

被災宅地危険度判定

地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの

※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見えやすい場所に貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)

(黄)

(青)

この宅地に立ち入ることは
危険です



この宅地に立ち入る場合は
十分に注意してください



この宅地の被災程度は小
さいと考えられます



それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいよう
よろしくお願ひします。

(問合せ先) 総務課 総務危機管理係 ☎65-1111

くらしの情報ひろば



このマークが目印

防犯ボランティア 「地域安全推進員」のご紹介

地域安全推進員とは、須崎地区地域安全協会長と須崎警察署長に委嘱された、主に地域における防犯ボランティア活動の中心となり、自主的に様々な活動を行つている方々のことです。 標原町各地区で活動していくださつていてる地域安全推進員さんを紹介します。(13名・順不同)

- 世界約70カ国・1000を超える仕事が、今必要とされています。あなたの技術・経験を開発途上国で生かしてみませんか？
- 現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。
- なお、2019年春募集よりボランティア制度が大きく変更されていますので、詳しくはウェブ上でご確認ください。
- 【応募期間】
2019年8月20日（火）～
9月29日（日）23時59分
- ※原則ウェブ応募となります。
- 【応募資格】
生年月日が1949年10月1日以降2000年4月2日までの方。
- 希望可能な一般案件の制限／生年月日が1973年9月30日までの方は、一部の一般案件のみが対象となります。

「JICAボランティア募集」
～いつか世界を変える力になる。～

世界約70カ国・1000を超
る仕事が、今必要とされています
あなたの技術・経験を開発途
国で生かしてみませんか？

現地の人々と協働しながら、
づくり、国づくりに協力します
なお、2019年春募集より
ランティア制度が大きく変更さ
ていますので、詳しくはウェブ
でご確認ください。

かける広報啓発活動を実施予定です。お金がらみの怪しいハガキが届いたり、怪しい電話やメールなど、気になることがございましたら、地域安全推進員に気軽に相談

● いざれも、日本国籍を持つてはいることが前提となります。

林業退職金共済制度(林退共)の 退職金請求について

林退共は、昭和57年に発足した
林業界で働く方のための退職金制度です。

【問合せ先】
ことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

獨立行政法人農業者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル

講演会はホームページでわかる詳細については
<http://www.rintaikyo.taisyukokin.go.jp/>



「ジョブカフェこうち」の「オンライン相談」

高知県が設置している若者の就職支援機関「ジョブカフェこうち」では、これまでの来所・電話・メールでの相談に加え、令年度からスマートフォンやパソコンを使った「オンライン相談」を始めました。

遠の方には利便性の向上を、来所の相談に心理的なハードルのある方には自宅などから相談できる
よう無料で相談員とテレビ電話のイメージで就職相談をすることができます！

オンライン相談では、相談全般のほかウェブ面接の練習も可能です。是非、ご利用ください。

ジョブカフェホームページより予約受付いたします。

お仕事探しは、おまかせください。
<https://www.jobcafe-kochi.jp/4749/>



お問い合わせは、ジョブカフェこうち（088-802-1533）まで。

無料公証相談のお知らせ 「公証週間」中は、土曜日も無料相談を行います



高知会場

日 時 10月5日(土)
午前10時から午後0時まで、及び午後1時から
午後4時まで
場 所 高知合同公証役場(電話相談もできます)
高知市本町1丁目1番3号 朝日生命高知本町ビル3
階(中央公園西、堀詰電停北)
駐車場 トーエイパーキング(堀詰電停南「セブンイレブン」
の2軒南)
電 話 ☎088-823-8601 ☎088-824-8427
☎088-872-4764



四万十会場

日 時 10月5日(土)及び10月6日(日)
午前10時から午後0時まで、及び午後1時から
午後4時まで
場 所 中村公証役場(事前予約制です。電話による相談
はできません)
四万十市中村大橋通6丁目3番7号
第1とらやビル4階
電 話 ☎0880-34-1728
☎0880-34-9766(FAX専用)



ご存知ですか? 「公証制度」

10月1日(火)から10月7日(月)
は、「公証週間」です。

「公証制度」とは、皆さんがあ
動産の売買・金銭の貸し借りなど
の重要な契約を交わしたり、遺言
をされたりする際、法務大臣の任
命する「公証人」に依頼して、法
的に特別の証拠力が認められる
文書(公正証書)を作成すること
により、後日のトラブル防止と、
取引や財産の安全の確保を図る制
度です。

ため、多くの方の参加をお待ちし
ています。

日 時

9月14日(土)

受付 午前9時30分
入札時間 午前10時30分
午前11時10分

場所

須崎市立市民文化会館1階大会議室
(須崎市新町2丁目7番15号)
※駐車場 155台駐車可能(無料)

【注意事項】

- 未成年の参加には保護者の同意が必要です。
- 受け付けには免許証・保険証等の本人確認ができるものが
必要です。
- 商品代金は当日現金一括払いとなります。

【問合せ先】

高幡広域市町村圏事務組合

租税債権管理機構
☎088-89-40-0911

県内の市町村や関係機関が、税
金等の滞納により差押えた物品を
一斉に公売します。
入札はタッチパネルを使用し、
職員が一人ひとり対応しますの
で、簡単・スムーズに行えます。
税への理解を深めると同時に、
行政サービスを支える財源確保の

不動産に関する無料相談

高知県宅建協会では、県内各地
で無料相談会を開催しています。
不動産、住まいに関する問題など、
さまざまな相談について、専門の相談員がお答えします。

9月は須崎市で開催します。ぜひ
ご利用ください。

【日時、会場】

9月28日(土)午後1時~午後4時
須崎市立市民文化会館
(須崎市新町2丁目7番15号)

【問合せ先】

公益社団法人
高知県宅地建物取引業協会

☎088-823-2001



2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

 政府広報

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



ポイント
1

税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



ポイント
2

引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税とともに、例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の待遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などに使われます。



ポイント
3

家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。

このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付
商品券



自動車や住宅の
購入等支援



キャッシュレス
決済での
ポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税



アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

相談専用電話
フリーダイヤル

0120-771-208

受付／月曜日～金曜日（※祝日、12/29～1/3 を除く）
時間／午前 9 時～午後 5 時

相談
無料

匿名可

秘密
厳守



公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4 階

本相談事業は、(公財) 人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

9月の行事予定

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1日(日) 第62回金婚夫婦祝福式典 | 18日(水) 人権相談 |
| 2日(月) 植原高校2学期始業式 | 20日(金) 植原町交通安全の日 |
| シェイクアウト訓練(地震防災訓練) | |
| 8日(日) 各区敬老の日 | 21日(土) 秋の交通安全運動(30日まで) |
| 10日(火) 小児健診 | ゆすはらグルメまつり |
| 14日(土) 植原学園運動会 | 22日(日) ゆすはらグルメまつり |
| 環境整備デイ | 28日(土) 植原こども園運動会 |

9月の保健福祉支援センター行事予定

- | | |
|---------------------|----------------|
| 2日(月) げらげら家族会 | 18日(水) あゆみの会 |
| 4日(水) 松原サテライトデイサービス | 19日(木) 四万川宅老所 |
| 5日(木) 四万川宅老所 | 20日(金) 大向宅老所 |
| 10日(火) 小児健診 | 29日(日) 四万川いきいき |
| 12日(木) 越知面デイ | |



毎週月曜日 育児サークル(図書館内子育てコーナー)午前10時~12時

※子育て中に限らず、どなたでも参加できます。お待ちしています。

毎週水曜日 予防接種(四種混合・麻疹・風疹【MR】、BCG、日本脳炎、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン、水ぼうそう、B型肝炎)

月曜日～金曜日 子育て世代包括支援センター(支援センター1階)

※妊娠や子育てに関する相談がありましたら、気軽に問い合わせください。(電話でも構いません。☎65-1170までお願いします。)

ゆすっこ相談センター相談日 3日(火)午後、17日(火)、24日(火)午後

川畠真理子心理カウンセラーの相談日(月2日) 17日(火)、18日(水)

※相談希望の方は、子育て世代包括支援センター☎65-1170までお願いします。

マイクロプラスチックという言葉をこの頃よく耳にします。プラスチックごみの中で、大きさが5mm以下の微小なプラスチックの総称です。発生源は、レジ袋や包装容器などのプラスチック製品が壊れて細かくなつたものや、化学繊維のくずで、環境ホルモンを含む高濃度の化物質が吸着されていることが分かつています。既に北極、南極を含む地球全体で海を汚染しており、2015年には、東京湾で採取されたイワシの消化管からマイクロプラスチックが見つかったという報告もあります。我が家の田に水をとっている沢へ行く途中にも、不法投棄されたゴミがたくさんある場所があります。古いプラスチック製品やビニールが、ぼろぼろになりながらも姿を留めています。また、畑でも、草刈機で使うワイヤーやマルチの切れ端が土から出てくることがあります。これらも、小さく碎けて水の流れに乗り、川へ、海へと下り、マイクロプラスチックとなつて環境を汚染しています。1枚のレジ袋から、数千個のマイクロプラスチックが生まれると言われています。

山間部に住んでいても、関係のない話ではありません。排出元になってしまわないよう、買物には袋を持参、プラスチック製品の使用を減らす、劣化し始めたプラスチック製品は早めに廃棄するなど、心がけたいものと思います。



編集後記

